

第9章 国際交流

第95条(目的)

公益財団法人日本卓球協会（以下「本協会」という）は、本協会の加盟団体、その支部組織、登録団体（チーム）、あるいは登録会員（以下「国際交流実施者」という）が、本協会の登録会員を対象として、自主的に行う国際交流を適切に管掌し、その活動を支援する目的をもって本規程を制定する。

第96条（国際交流の範囲）

国際交流実施者が行う国際交流とは、次の行為をいう。

- 1) 国際卓球連盟に加盟している協会に所属する選手、役員等を招聘し、試合・講習会・練習会・コーチ会議・懇親会などの卓球交流を行うこと。
- 2) 国際卓球連盟に加盟している協会（団体、個人含む）が引受人になり、その協会に加盟団体等から選手・役員等を派遣し、試合・講習会・練習会・コーチ会議・懇親会などの卓球交流を行うこと。

第97条

国際卓球連盟に加入していない協会との交流は原則として認めない。但し、本条のような国際交流が計画されている場合は、事前に本協会に連絡し、助言を得るものとする。

第98条（申請・承認）

第93条の国際交流にあたって国際交流実施者は、直接本協会及び加盟団体に対して、交流開始1か月前までに第96条の内容を申請し、本協会の承認を得るものとする。

第99条（申請の内容）

国際交流の申請にあたっては、次の内容を記載しなければならない。

- 1) 交流の目的
- 2) 交流内容
 - ①大会名
 - ②その他必要な事項
- 3) 来日先／派遣先協会名（団体）
- 4) 来日者／派遣者の内容
 - ①氏名
 - ②所属
 - ③年齢
 - ④選手・役員・その他の区別
 - ⑤その他必要な事項
- 5) 交流の期日
- 6) 交流の場所
- 7) 主催者
- 8) 協賛者／後援者
- 9) 国歌・国旗使用の有無：（有の場合は、いつ・どこで・どのように、を記載する）

- 10) 交流費用負担者
- 11) 加盟団体等の担当者
- 12) 交流先協会（団体・個人）の担当者
- 13) 本協会宛の依頼事項
- 14) その他、重要事項
 - ①来日協会（団体・個人）宛の招聘状
 - ②来日協会（団体・個人）からの承諾状
 - ③派遣先協会からの招聘状 等

なお、申請にあたり上記項目の全てを記入できない場合は、その旨記載し別途数日中に送付することができる。

第 100 条（本協会の助言・協力）

国際交流にあたって、国際交流実施者は本協会の助言・協力を求めることができる。

- 2 本協会は、当該協会宛に交流の連絡をする。
- 3 第 102 条第 2 項に関わらず、国際交流にあたり問題が発生した場合は、必要に応じて本協会がその解決に協力する。

第 101 条（実務実施者）

国際交流に要する実務は、交流を計画した国際交流実施者が行うものとする。

- 2 本協会が求められて交流に要する実務を実施した場合には、その費用を国際交流実施者に請求できるものとする。

第 102 条（管理責任）

国際交流にあたっては、卓球活動及びそれに付帯する活動に限定する。

- 2 国際交流実施者は、来日者あるいは他協会への派遣者の行動及び発生事態について、一切の責任を持たなければならない。
- 3 国際交流実施者は、必要に応じて在留資格の取得等、適法に対応しなければならない。

第 103 条（報告書の提出）

国際交流実施者は終了後、本協会宛に行事・試合結果等の報告書を提出しなければならない。

第 104 条（規程違反）

国際交流を実施するにあたり、国際交流実施者が次の各号の一に該当する行為をした場合は、規程違反として処分の対象となる。

- 1) 本協会の承認を得ることなく、実施した場合
- 2) 本協会への実施申請にあたり、故意に申請内容を偽った場合
- 3) 本協会の承認内容と異なる内容で実施した場合
- 4) 国際交流実施者として品位を汚し、また著しく本協会の名誉を傷つけた場合

第 105 条 (処分)

規程違反の国際交流実施者に対しては、第 11 章処分の規程に従い処分する。